

監 査 報 告 書

令和7年5月26日

学校法人 加茂暁星学園
評 議 員 会 御中

学校法人 加茂暁星学園

監事 松 崎 孝 史
監事 石 井 隆 夫

私たち監事は、私立学校法第52条及び学校法人加茂暁星学園寄附行為第28条の定めに基づいて学校法人加茂暁星学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務監査及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会、評議員会に出席する他、理事等から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類を閲覧し、公認会計士及び監査室との連携を図りつつ、業務及び財産の状況並びに理事の業務執行について監査いたしました。

また、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行った公認会計士からの監査・説明を受け、さらに監査室から内部監査について報告及び説明を受けました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人加茂暁星学園の業務及び理事の業務執行に関わる決定および執行は適正であり、不正行為、又は法令、もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為等に従い、収支状況及び財政状況を正しく表示しているものと認めます。

以 上